

欧州特許庁（EPO）、ビデオ会議による口頭手続の実施の継続等について公表

2021年3月25日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2021年3月24日、ビデオ会議による口頭手続の欧州特許条約（EPC）との整合性に関する質問付託（G 1/21）の拡大審判部への係属中も、引き続き、審査部及び異議部における口頭手続を当事者の明示的な合意を必要とせずにビデオ会議により実施することを決定した旨、ニュースリリース等にて公表した。

本ニュースリリースによれば、2021年3月12日の決定により、EPO 技術審判部が「EPC 第 116 条(1)に照らして、全ての当事者の同意がなくてもビデオ会議により口頭審理を行うことができるかどうか」を明確にすることを求めて拡大審判部に質問を付託しており、当該付託は、審判手続に関するものであるが審査部及び異議部における口頭手続にも及ぶものであるところ、EPO 長官は、法的確実性及び司法アクセスへの影響を慎重に検討した結果、当該付託の係属中も、引き続き、審査部及び異議部における口頭手続を現在の運用のとおり当事者の明示的な合意を必要とせずにビデオ会議により実施することを決定した、としている。

ビデオ会議による審査及び異議における口頭手続の実施は、COVID-19 の状況下で EPO の機能を確保するために導入されたものである。EPO の審査及び異議手続において、毎月数百件の口頭手続が行われているところ、2020 年に、デフォルトでビデオ会議の口頭手続が導入される前は、予定されていた審査及び異議の口頭手続がほとんど実施できなかったため、新型コロナウイルスのパンデミックが当事者及び公衆にとっての法的確実性に重大な悪影響を及ぼした。本ニュースリリースによれば、このような背景から、司法アクセスの更なる遅れを回避することが優先事項である、等としている。

他方、EPO 審判部は、2021年3月24日、ビデオ会議による口頭手続に関する審判部の手続規則（RPBA）の新たな第 15a 条（適切な場合には当事者の同意がなくてもビデオ会議による口頭手続を実施可能とする実務を明確化するものであり、2020年12月11日に審判部委員会（BOAC）によって採択されていたもの）が、2021年3月23日に欧州特許機構管理理事会によって承認され、2021年4月1日に施行する旨、ニュースリリースにて公表した。

本ニュースリリースによれば、2020年5月から2021年2月の間に380件を超える審判

事件において実施されたビデオ会議による口頭手続は、当初は、全ての当事者が同意した場合にのみ実施されていたが、2021年1月1日以降は、適切な場合には当事者の同意がなくても実施されていたところ、BOAC及び管理理事会がこの実務をRPBAの新たな第15a条で確認した、としている。

また、本ニュースリリースによれば、技術審判部が拡大審判部に付託した質問は以下：
手続の当事者の全員がビデオ会議の形式での口頭手続の実施に同意しているわけではない場合、ビデオ会議の形式での口頭手続の実施は、EPC第116条(1)に規定されている口頭手続の権利と整合的か？

であり、当該付託について、拡大審判部は、ビデオ会議による2021年5月28日の口頭手続に当事者を召喚した、等としている。

【参考¹】

EPC第116条 口頭手続

- (1) 口頭手続は、欧州特許庁が適切と認める場合は、欧州特許庁の要求に基づいて、又は手続の当事者の一方の請求に基づいて行う。ただし、欧州特許庁は手続の当事者及び対象が同一である場合は、同一部課においてされる再度の口頭手続の請求を却下することができる。
- (2) もっとも、受理課における口頭手続は、受理課が適切と認めた場合又は受理課が欧州特許出願を拒絶しようとしている場合においてのみ、出願人の請求に基づいて行われる。
- (3) 受理課、審査部及び法律部における口頭手続は、公開されないものとする。
- (4) 公開することが特に手続の当事者の一方に重大でかつ不当な不利益を与える虞がある場合において、手続が係属している部課が公開に反対しない限り、欧州特許出願の公開後の審判部及び拡大審判部における、並びに異議部における決定の言渡を含む口頭手続は、公開して行われる。

－ EPOのニュースリリース等は、以下参照 －

(EPOのニュースリリース)

[EPO continues oral proceedings by videoconference in examination and opposition during pendency of referral G 1/21](#)

(EPO審判部のニュースリリース)

[Oral proceedings before the Boards of Appeal by videoconference](#)

¹ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/epo-jyouyaku.pdf#page=38>

[Oral proceedings in case G 1/21](#)

(付託 G 1/21 を考慮した審査及び異議における口頭手続の実施に関する 2021 年 3 月 24 日付の EPO からの通知)

[Notice from the European Patent Office dated 24 March 2021 concerning the conduct of oral proceedings in examination and opposition in view of referral G 1/21](#)

(審判部の手続規則の改正を承認する 2021 年 3 月 23 日の管理理事会の決定(CA/D 3/21))

[Decision of the Administrative Council of 23 March 2021 approving an amendment to the Rules of Procedure of the Boards of Appeal \(CA/D 3/21\)](#)

－ EPO のビデオ会議による口頭手続に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
[欧州の知財関係当局、新型コロナウイルスの手続等への影響に関する情報を公表・更新 \(2020 年 12 月 23 日\) \(PDF\)](#)

(以上)